

爐ニ火ヲ置ニハ、土器ニヲ重テ火ヲ入テ打鋪ニスエテ可取、箸ヲ不可具也。炭ヲサストキ、古ハ以箸不指シテ、テヅカミテ取之云々、然共近來無此儀、皆以箸指之、仍全自近爐ニ箸二ツ置也。本ハ一可置也、非主人者不取之故也。

〔躬恒集〕火ばしの銘

冬すぎばなげおかれなん物故に君が手にはたたなるべらなり

〔枕草子〕八くらうなりぬれば、こなたには火もともさぬに大かた雪の光いと志ろう見えたるに、火ばししてはひなどかさすさびて、あはれるなるもをかしきも、いひあはすることをかしけれ、

〔徒然草〕御前の火爐に、火ををく時は、火ばししてはさむ事なし、かはらけよりたゞちにうつすべし、さればころびおちぬ様に心得て、炭をつむべきなり、八幡の御幸に、供奉の人淨衣をきて、手にて炭をさ、れければある有職の人、志ろき物をきたる日は、火ばしを用るくるしからずと申されけり、

〔殿中申次記〕正月七日

永正十六

壹膳

銀帥後藤

〔臨時客應接〕火筈は銘々火鉢の類ならば、火鉢の縁片脇中程へ、立柱火鉢の類ならば、客人の前の縁へ、火筈の頭を揃、客人の右にして掛て出すべし、頃火鉢の類ならば、下の臺へ置いて出すもよし、

〔三省錄四附言〕水藩の檜山氏が、慶安五辰年四月十五日同廿二日まで、略註水府の御宮別當なる

東叡山中吉祥院が、江戸より水戸江下りたりし時分の賄料、請取品直段書付并入用を志るしたるものを見せたるが、其直段の下直なる事おどろく計也、○中

一火ばし

壹膳 代三拾文

〔倭名類聚抄十二〕火具、炭乍下反、字炭籠附中略野王按、羨亦作、篋、字炭籠也、